

議案第 5 6 号

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市都市計画税条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「第 3 3 条第 3 項」を「第 3 3 条第 4 項」に、「第 3 3 条第 2 項」を「第 3 3 条第 3 項」に改める。

附則中第 2 0 項を第 2 1 項とし、第 1 7 項から第 1 9 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 1 6 項中「附則第 8 項及び第 1 0 項」を「附則第 9 項及び第 1 1 項」に、「附則第 8 項及び第 1 1 項」を「附則第 9 項及び第 1 2 項」に、「附則第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項」を「附則第 1 0 項、第 1 2 項及び第 1 3 項」に、「附則第 1 1 項から第 1 3 項まで」を「附則第 1 2 項から第 1 4 項まで」に、「附則第 1 3 項」を「附則第 1 4 項」に、「附則第 1 4 項」を「附則第 1 5 項」に改め、同項を附則第 1 7 項とする。

附則第 1 5 項中「附則第 1 3 項」を「附則第 1 4 項」に改め、同項を附則第 1 6 項とする。

附則中第 1 4 項を第 1 5 項とし、第 1 3 項を第 1 4 項とする。

附則第 1 2 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 1

項とする。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とする。

附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 6 号参考資料

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
(山陽小野田市行政手続条例の適用除外) 第 7 条 (略) 2 山陽小野田市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は<u>第 3 3 条第 4 項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例<u>第 3 3 条第 3 項</u>及び第 3 4 条の規定は、適用しない。 附 則 1 ～ 6 (略) <u>(法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合)</u> <u>7 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u> <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>1 0</u> (略) <u>1 1</u> <u>附則第 9 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該	(山陽小野田市行政手続条例の適用除外) 第 7 条 (略) 2 山陽小野田市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は<u>第 3 3 条第 3 項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例<u>第 3 3 条第 2 項</u>及び第 3 4 条の規定は、適用しない。 附 則 1 ～ 6 (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>1 0</u> <u>附則第 8 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該

年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

14 （略）

15 （略）

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

17 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項及び前項の

となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

13 （略）

14 （略）

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の

「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。	「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。
<u>18</u> (略)	<u>17</u> (略)
<u>19</u> (略)	<u>18</u> (略)
<u>20</u> (略)	<u>19</u> (略)
<u>21</u> (略)	<u>20</u> (略)